主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人斎藤俊一の上告理由について。

原判決を前後照合して精読すれば、原審は、挙示の証拠によつて認定した判示諸 般の事情に基づいて、訴外Dが被上告人に対し同人のした転貸について黙示の承諾 をした事実を認定判示しているものであり、右認定判断は、首肯できるものであつ て、その間に所論の違法はない。

所論は、ひつきょう、原審の裁量に属する事実認定を非難するに帰し、採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	五	鬼 上	望	磐
裁判官	石	坂	修	_
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	Ħ	由	_	ŊŔ